

令和5年分

所得税、市民税・

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

確定申告は自宅からマイナカードとスマホでe-Tax
所得税の確定申告

岡八戸税務署 ☎ 43-0141

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成前に申告書作成の流れを確認

作成の流れはこちら

作成開始

保存データ利用

作成コーナー

対応ブラウザを確認

iPhoneの方 Safari

Androidの方 Chrome

※上記以外のブラウザでアクセスするとエラーが表示されて次の画面へ進むことができません。

2 収入・控除等を画面に沿って入力

収入等の入力

収入・所得金額の入力

収入金額

給与所得
収入金額

国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があり、「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方

控除等を画面の案内に沿って入力

支出に関する控除

雑費控除

災害や高齢、横領により住宅や家財などに損害を受けた方

特定除税控除

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益社団法人などに寄附をした方

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を出された方も、ふるさと納税の全での金額を寄附金控除の欄で入力してください。

寄附金控除

政党等寄附金等特別控除

医療費控除

一定額以上の医療費の支払いやセルフメディケーションの対象となる医薬品の領収書がある方

次へ

3 申告内容の事前確認・送信

送信前の申告内容確認

申告書等はまだ送信されていません。

「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します

帳票表示・印刷

データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する

送信準備へ戻る

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

「次へ」ボタンをタップして「送信等の印刷」画面に進んでください。

送信する

送信準備へ戻る

送信した申告データは印刷して控えとして利用できます。

困ったときは / 確定申告に関する質問はAIチャットボットの「ふたば」にご相談ください。

税務職員 ふたば

申告納税

所得税および復興特別所得税・贈与税 消費税および地方消費税(個人事業者)

3月15日(金)まで

4月1日(月)まで

還付申告は5年間提出
することができます。

申告書作成会場のご案内

開設場所 八戸ショッピングセンター「ラピア」2階ラピアホール(江陽二丁目14-1)

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)9時～16時(土・日・祝日を除く)

※開設期間中、八戸税務署に「申告書作成会場」は設置していません。
なお、完成した申告書等の提出のみの人は、八戸税務署をご利用ください。

留意事項 (イ)申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配布が終了している場合、後日の来場をお願いします。

(ロ)申告書作成会場では、原則ご自身のスマートフォンにより、ご自分で申告書等を作成していただきます。
持っている場合は次のものをご持参ください

①申告書作成に必要な資料 ②添付書類 ③スマートフォン ④マイナンバーカード ⑤マイナンバーカード取得時に設定した2つ電子証明書のパスワード▶利用者証明用(数字4桁)▶署名用(英数6文字以上16桁文字以下)

(ハ)2割特例を利用して消費税および地方消費税の確定申告をする人は、「インボイス登録を受けた日から5年12月31日までの期間」の「税率(8%または10%)ごとの課税売上高」に係る資料が必要です。

県民税の申告

市民税・県民税の申告

申告が必要か12ページの
フローチャートでチェック!

閩住民税課 ☎ 43-9232

申告受付期間 **2月1日(木)～3月15日(金)** (土・日・祝日を除く)

申告書の入手方法 1月下旬に、申告が必要と思われる人に、申告書および郵送申告用の封筒を送付します。届かない人で送付を希望する場合は、住民税課にお問い合わせください。なお、1月下旬から、市庁別館3階住民税課、南郷事務所、各市民サービスセンターでも申告書および郵送申告用の封筒を備え付けます。

申告方法

郵送で申告

- ▷ 郵送申告用の封筒をご利用ください。(料金受取人払)
- ▷ 申告書の書き方は、申告書と一体の「申告の手引」と、同封の「記載例」をご覧ください。
- ▷ 領収書などの証明書類を提出しないと、各種控除の適用が受けられない場合があります。(13ページ「申告する際の持ち物リスト」参照)
- ▷ 提出された証明書類は返却しませんので、原本が必要な人はコピーをお送りください。
- ▷ 申告書の写しの交付を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

混雑の緩和および各種
感染症等の拡大防止の
ため、郵送による申告
にご協力ください。



申告会場へ来場して申告 **場所** 八戸市公民館1階 講義室 **受付時間** 9時～15時30分

- ▷ 昨年と申告会場が異なるため、お越しの際は間違いないようご注意ください。
- ▷ 申告期間は、駐車場および周辺道路の混雑が予想されるため、公共交通機関でのご来場にご協力ください。
- ▷ 混雑状況によって来場後しばらくお待ちいただいたり、申告内容によって申告書作成に長時間を要したりする場合があります。また、業務の都合により正午前後は当方職員が手薄になる場合があります。お時間に余裕をもってお越しください。

会場の混雑を防ぐため、地区ごとの受付期間を設定しています

お住まいの地区の受付期間にご来場できない場合は、2月1日～3月15日のうちで、ご都合の良い日にお越しください。(2月1日は混み合う傾向があります。)

受付期間	地区名
2/2(金)～2/7(水)	市川
2/8(木)～2/14(水)	上長・館・豊崎
2/15(木)～2/20(火)	湊・白銀・鮫・南浜・美保野
2/21(水)～2/27(火)	大館・下長

受付期間	地区名
2/28(水)～3/4(月)	南郷
3/5(火)～3/8(金)	是川・吹上・長者・柏崎
3/11(月)～3/14(木)	根城・白山台・三八城・江陽・小中野

LINE アプリによる事前予約の上、来庁して申告

場所 市庁別館3階 住民税課 **受付時間** 9時～15時 (この時間内に8つの受付開始時刻を設ける予定です)

- ▷ 申告期間は、駐車場および周辺道路の混雑が予想されるため、公共交通機関でのご来場にご協力ください。
- ▷ 申告内容によって申告書作成に長時間を要する場合があります。お時間に余裕をもってお越しください。

1 LINE アプリで八戸市の公式アカウントを友達に追加する

二次元バーコードで登録

- ① LINE のホーム画面右上の人型のアイコンを押す
- ② 「QR コード」を押す
- ③ 右記二次元バーコードを読み込む
- ④ 「追加」を押す



ID 検索で登録

- ① LINE のホーム画面右上の人型のアイコンを押す
- ② 「検索」を押す
- ③ 「LINE ID」に「@hachinohecity」と入力して検索
- ④ 「追加」を押す

2 来庁予約をする

- ① トーク画面下部の「メインメニュー」
- ② 「予約・申請」
- ③ 「来庁予約」
- ④ 「市民税・県民税の申告予約」
- ⑤ 案内に従って必要事項をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

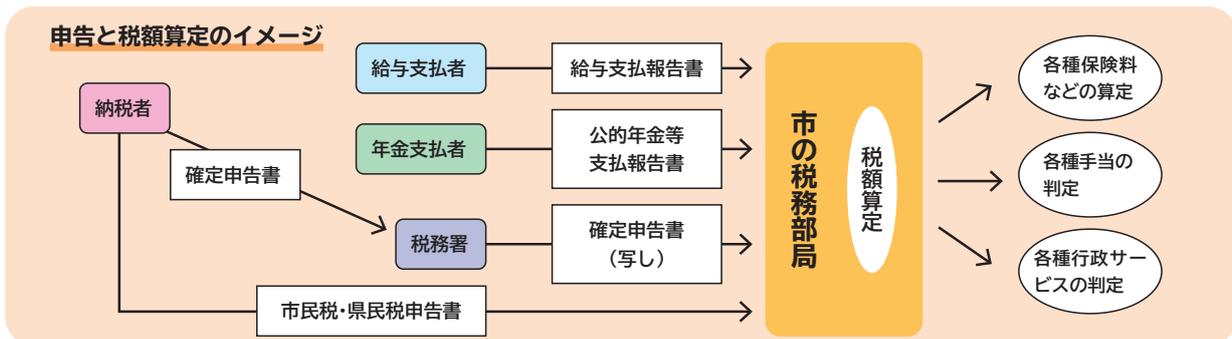
申告する際の持ち物リスト(郵送申告の場合、②～⑩はコピーでも可)

全ての人が必要なもの		チェック
①	令和6年度 市民税・県民税 申告書(事前に入手している場合)※申告会場にもご用意しております。	
②	マイナンバーカードまたは次のAとBの両方 A:マイナンバーが確認できるもの(通知カード、マイナンバーが記載された住民票など) B:身元確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)	
所得の申告のために必要なもの		
③	給与や公的年金の収入があった場合 → それらの源泉徴収票※給与の源泉徴収票が入手できない場合は、給与明細など収入が確認できるものをお持ちください。※障害年金・遺族年金は源泉徴収票がありませんので、不要です。	
④	営業・農業・不動産などの収入がある場合 → それらについて作成した収支内訳書(収入・支出の明細が分かるもの)	
⑤	その他の収入がある場合 → 収入の内容が分かるもの、必要経費があればその内容が分かるもの	
控除を受けるために必要なもの		
⑥	扶養している家族がいる場合 → その人のマイナンバーが確認できるもの	
⑦	令和5年中に支払った以下の料金等がある場合 → 支払いを確認できる領収書・控除証明書等 (国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・生命保険料(一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)・地震保険料・長期損害保険契約に係る保険料)	
⑧	令和5年中に支払った医療費について、病院や薬局ごとに集計して作成した「医療費控除の明細書」(様式は任意)または医療保険者から発行された医療費通知、医療費の補てん額がわかる書類※令和3年度分から、領収書の添付での申告はできなくなりました。	
⑨	本人または扶養している家族が障がい者などである場合 → そのことを証明するもの(障害者手帳、障害者控除対象者認定書など)	
代理人が申告する場合		
⑩	本人から頼まれたことを確認できるもの(委任状など)および代理人の身元確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど)	

よくある質問

Q なぜ申告が必要なの？

A 市では、前年の収入状況などに基づき、毎年度の市民税・県民税や国民健康保険税などを算定したり、各種手当や行政サービスなどの判定を行ったりしています。それらの情報は、申告しなくても市に報告されるもの(給与や公的年金の収入など)と、申告しないと市で把握できないもの(事業・不動産・個人年金の収入など)があります。申告すべきなのにしていないと、市民税・県民税などが適正に算定されなかったり、各種手当や行政サービスの判定が正しく行われなかったりする恐れがあります。



Q 亡くなった人の市民税・県民税の申告は必要？

A 令和6年1月1日以前に亡くなった人は申告の必要はありません。令和6年1月2日以降に亡くなった人は、申告が必要な場合がありますので、12ページのフローチャートでご確認ください。

Q 「収入」と「所得」、どう違うの？

A 「収入」から必要経費などを引いた額を「所得」といいます。ただし、給与や公的年金については、「収入」から国が定める一定の計算式による控除額を引いた額が「所得」になります。

Q 令和5年中に高額な医療費がかかったから、医療費控除を申告できるのか？

A 医療費控除は、市民税・県民税の所得割(所得等に応じた上乘せ分)の額を下げるためのもので、市民税・県民税が非課税の人や、均等割(一律課税分)のみの方は効果がありません。また、医療費に対する補てん額および所得の5%(最大10万円)を差し引くので、控除がつかない場合があります。

Q 扶養に入れる所得の上限はいくらまで？

A 税法上の扶養に入るには、所得48万円以下(給与収入に置き換えると103万円以下)という制限があります。これを超えた場合は扶養に入れませんが、年末調整や申告の際にご確認ください。